

関西電力高浜原子力発電所 1 号機， 2 号機の運転期間延長に係る

審査の終了に反対する弁護士声明

2016（平成28）年6月9日

「高浜原発 40 年廃炉・名古屋訴訟」弁護士

弁護士長 北村 栄

原子力規制委員会は、平成28年6月2日、関西電力株式会社による高浜原子力発電所 1 号機及び 2 号機の運転開始から 40 年を超える運転期間延長認可申請に対して、審査手続きを終了した旨明らかにした。

原子力発電所の運転期間を 40 年とすること（40 年ルール）は、甚大な被害を今ももたらし続けている福島第一原発事故を踏まえて制定されたものであり、厳格に適用すべきであることは言うまでもない。

しかしながら、高浜原子力発電所 1 号機及び 2 号機に関する原子力規制委員会の運転期間延長認可申請に対する審査は、本来同審査において行うべき蒸気発生器の加振試験を工事計画認可に基づく工事完了後に行うことにするなど、そもそもが認可を期限内に通過させるための恣意的な審査と言わざるを得ず、違法の疑いが極めて強いものである。また、安全性確保のために必要とされたはずの難燃性ケーブルへの取り換えについては、それに代えて防火シートなどによる対策を、その安全性の実証試験すらしないままに認めるなど、安全性が確認されたとは到底言い難いものである。

老朽化原発が、他の原発に比してより危険であることは誰の目にも明らかであり、例外的にこれを稼働させるのであれば、他の原発にも増して厳格な安全審査がなされることが必須となるはずである。しかしながら、上記のような杜撰な審査のもと、本件原発の延長が安易に認められるとすれば、40 年ルールを実質的に骨抜きにするものであり、極めて問題がある。十分な安全審査が行われていない本件原発については、原則どおり廃炉とすべきである。

そこで、当弁護士は、安全性が確保されたとは到底言い難い上記運転期間延長に係る審査の終了に反対するとともに、同認可をしないよう強く求める。十分な審査がなされないまま審査を終了した以上、運転期間延長認可を行う余地は絶無である。当弁護士は、二度と福島第一原発事故のような事故を繰り返さないために、多くの市民とともに原発のない社会を目指していくものである。

以上